

## 先進技術型研究開発助成金交付要綱

### 1 助成金交付の目的

本要綱に基づく助成は、高度通信・放送研究開発のうち、その成果を用いた役務の提供又は役務の提供の方式の改善により新たな通信・放送事業分野の開拓に資する研究開発（以下「先進技術型研究開発」という。）に必要な資金について、独立行政法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）が予算の範囲内で必要な助成措置を講ずることにより、通信・放送事業分野における新規事業の創出に資することを目的とする。

### 2 定義

この先進技術型研究開発助成金交付要綱（以下「助成金交付要綱」という。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 助成対象事業 先進技術型研究開発を行う事業（別記2 国際共同研究助成金交付要綱及び別記3 高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成金交付要綱による助成対象事業を除く。以下この別記において同じ。）であって、助成金の交付対象となった事業をいう。
- (2) 助成対象事業者 助成対象事業を実施する者をいう。
- (3) 助成対象期間 助成金の交付対象となった期間をいう。

### 3 交付の対象

機構は、助成対象事業者に対し、先進技術型研究開発に必要な資金に充てるための助成金を交付する。

### 4 交付選定基準

機構は、助成対象事業者の選定に当たっては、次の各号に掲げる事項を基準として行う。

- (1) 助成対象事業を的確に遂行するに足る研究開発能力を有すること。
- (2) 研究開発内容が次の各要件に該当すること。
  - 新規性：新たな役務を提供する事業又は役務の提供の方式を改善する事業の創出に資するものであること。
  - 困難性：助成対象事業を実施するにあたりその研究開発リスクが高いことにより、その実施が困難であること。
  - 波及性：開発される技術により創出される新規事業が、将来的に大きく成長する可能性があること、又は開発される技術が、通信・放送技術として幅広く波及する可能性があること。
- (3) 助成対象事業となる研究開発が、交付申請する年度を含み3年度以内に完了すること。
- (4) 助成対象事業を行おうとする者の資本金等が次の要件を満たすこと。
  - 資本金100億円以上の企業が単独の一社で30%以上出資していないこと。
  - 国、地方自治体、独立行政法人、特殊法人、認可法人が出資していないこと。
- (5) 研究開発のための資金調達が自己のみによっては困難であること。
- (6) 助成対象事業を的確に遂行するのに必要な経費のうち、自己負担分の調達に関して十分な能力を有すること。
- (7) 助成対象事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を

有すること。

## 5 助成対象経費

- (1) 助成金交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、当該助成対象事業を行うために必要な経費のうち、別紙1に掲げる費目の範囲内とする。
- (2) 間接経費は、助成対象事業者が受入れ可能な場合に限り交付するものとし、間接経費の執行は、間接経費を受入れる機関（以下「間接経費受入機関」という。）の長の責任の下で適正に行うものとする。

## 6 助成金の額

助成金の額は、一研究開発当たりの直接経費の額の2分の1に相当する額（当該金額が3千万円（助成対象事業が、大学、高等専門学校又は大学共同利用機関との共同による研究開発を行うものである場合及び機構が指定する技術分野の研究開発を行うものである場合には、4千万円）を超える場合には3千万円（助成対象事業が、大学、高等専門学校又は大学共同利用機関との共同による研究開発を行うものである場合及び機構が指定する技術分野の研究開発を行うものである場合には、4千万円）とする。）及び間接経費に相当する額（直接経費の助成対象額の30%を上限とする。）の合計額とする。この場合において、金額に1千円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てるものとする。

## 7 助成金の交付申請

- (1) 助成対象事業を行おうとする者が助成金の交付を受けようとするときは、様式第1の先進技術型研究開発助成金交付申請書（その添付書類を含む）を機構に提出しなければならない。
- (2) 本項（1）の助成金の交付申請を行う者は、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律（平成6年法律第109号）及び地方税法等の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に助成率を乗じて得た金額をいう。）を減額して申請するものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについてはこの限りではない。

## 8 交付の決定及び通知

- (1) 機構は、前項の申請があったときは、機構内に設置された外部有識者からなる評価委員会の評価結果を参考として、助成金の交付を決定する。
- (2) 機構は、本項（1）の交付の決定をしたときは、様式第2の先進技術型研究開発助成金交付決定通知書をもって申請者に通知するものとする。
- (3) 機構は、本項（1）の交付の決定に際して、必要に応じて助成金の交付の申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付することができる。
- (4) 機構は、申請に対し不交付の決定をしたときには、様式第3の先進技術型研究開発助成金不交付決定通知書をもって申請者に通知するものとする。

## 9 申請の取下げ

- (1) 前項の通知を受けた者であって、当該通知書に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服がある場合は、助成金の交付の申請を取り下げることができる。

- ( 2 ) 本項( 1 )の規定に基づき助成金の交付の申請の取下げをしようとする者は、前項の通知書が交付された日から20日以内に機構に書面をもって申し出なければならない。
- ( 3 ) 本項( 2 )の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

#### 1 0 計画変更等の承認

- ( 1 ) 助成対象事業者は、助成対象経費の額を変更しようとするとき(助成対象経費の各費目に係る配分ごとにそのいずれか低い額の20%の範囲内で流用する場合を除く。)又は助成対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、様式第4の先進技術型研究開発助成金計画変更承認申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、助成対象経費の額の変更を伴わない軽微な事項については、この限りではない。
- ( 2 ) 機構は、本項( 1 )の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。
- ( 3 ) 助成対象事業者は、助成対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、その理由(中止しようとする場合は、再開の見通しを含む。)を記載した書面を機構に提出してあらかじめその承認を受けなければならない。
- ( 4 ) 機構は、本項( 1 )に基づく先進技術型研究開発助成金計画変更承認申請書を受理したときはこれを審査する。その結果、当該申請に係る変更の内容が適正であると認めてこれを承認したときは、様式第5の先進技術型研究開発助成金計画変更承認通知書をもって申請者に通知するものとする。

#### 1 1 財産管理・帳簿の記載

- ( 1 ) 助成対象事業者は、助成金によって取得した設備等(以下「取得財産」という。)については、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- ( 2 ) 助成対象事業者は、助成対象事業の経理については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- ( 3 ) 助成対象事業者は、本項( 2 )の帳簿及び証拠書類を助成対象事業の終了日又は廃止の承認のあった日から5年間保管しなければならない。

#### 1 2 処分等の制限

助成対象事業者は、取得財産のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具その他の財産を助成対象事業となった研究開発の終了後において、助成金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け、又は担保供与しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けなければならない。ただし、別紙2に掲げる処分を制限する財産について当該処分制限期間を経過した場合は、この限りではない。

#### 1 3 事故報告

助成対象事業者は、助成対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成対象事業の遂行が困難となった場合においては、その状況及び理由並びに将来への見通しを記載した報告書を速やかに機構に提出して、その指示を受けなければならない。

#### 1 4 状況報告

助成対象事業者は、機構の要求があったときは、助成対象事業の遂行状況について

状況報告書を作成し、機構に報告しなければならない。

#### 1 5 実績報告

助成対象事業者は、助成対象事業が終了したとき又は第10項(3)の規定による助成対象事業の廃止の承認を受けたときは、終了若しくは廃止の承認の日から30日を経過した日又は当該事業年度末のいずれか早い日までに、助成対象事業の成果について実績報告書を作成し、機構に提出しなければならない。

#### 1 6 助成金の額の確定等

機構は、前項の規定による実績報告書の内容を審査し、必要に応じて実地調査等を行い、その報告に係る事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、助成対象事業の終了の認定を行い、交付すべき助成金の額を確定し、助成対象事業者に通知するものとする。

#### 1 7 助成金の交付

機構は、前項の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に、助成金を支払うものとする。ただし、機構が必要であると認めるときは、概算払をすることができる。

#### 1 8 助成金の交付の決定の取消し

- (1) 機構は、第10項(3)の規定により助成対象事業の中止又は廃止の承認をするときは、当該助成対象事業に係る助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (2) 機構は、助成対象事業者が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この交付要綱の規定に違反したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (3) 本項(2)の規定は、第16項の規定に基づく助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

#### 1 9 助成金の返還等

- (1) 機構は、前項の規定に基づき助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が支払われているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。
- (2) 機構は、第16項の規定に基づき額の確定をした場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の助成金の返還を請求するものとする。
- (3) 助成対象事業者は、前項(2)の規定により助成金の交付の決定を取り消されたことにより本項(1)の助成金の返還請求の通知を受けたときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額につき、年利10.95%の割合で計算した加算金を加えて返還しなければならない。
- (4) 助成対象事業者は、返還すべき助成金及び加算金を期日までに納付しなかったときは、その未納に係る期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した延滞金を支払わなければならない。

#### 2 0 企業化の報告

助成対象事業者は、助成対象期間が終了した年度以降5年間、毎会計年度終了後20日以内に当該助成対象事業に係る過去1年間の企業化状況について、報告書を作成し、機構に提出しなければならない。

## 2 1 収益納付

- ( 1 ) 機構は、前項の報告書により、助成対象事業者に当該助成対象事業の実施結果の企業化等によって相当の収益が生じたと認めるときは、助成対象事業者に対して交付した助成金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずるものとする。
- ( 2 ) 本項( 1 )の規定により納付を命ずることができる額の合計は、助成金の確定額の合計を上限とする。
- ( 3 ) 収益納付を命じることができる期間は、助成対象事業となった研究開発が完了した年度の翌年度以降5年間とする。

## 2 2 間接経費執行実績報告

- ( 1 ) 間接経費受入機関は、競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針(平成13年4月20日付け競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)に従い、間接経費を適正に執行しなければならない。
- ( 2 ) 間接経費受入機関は、助成事業が完了した年度の翌年度の6月30日までに、前項( 1 )に掲げる共通指針に従って作成された間接経費執行実績報告書を、機構に提出しなければならない。

## 2 3 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、機構が別にこれを定める。

別紙 1 ( 第 5 項関係 )

直接経費の費目とその範囲

費 目		助 成 対 象 経 費 の 範 囲
設 備 費	建設費	建物の建造、改造、購入、借用に要する費用（ガス、水道、暖房、照明、通風等建物に附属する施設の買受けに要する経費を含む。）であって、専ら申請に係る研究開発に使用され、かつ、当該研究開発に必要不可欠なもの。 ただし、敷金、保証金、礼金を除く。
	機械装置等購入費	研究開発に必要な機械装置（電子計算機を含む。）及び工具器具備品（耐用年数1年以上のものであって100万円以上のものに限る。）の購入、製造、改造、借用、修繕又は据え付けに必要な経費。
	物品費	研究開発を行うために直接必要な工具器具備品（耐用年数1年以上のものであって100万円以上のものを除く。）、消耗品（耐用年数1年未満のもの又は1件20万円未満のものであって、研究開発に直接必要なもの）及び材料の購入、製造、改造、修繕又は据え付けに必要な経費。
	労務費	研究開発職員、工員等、研究開発に直接従事する職員に対する人件費。各々の人件費は基本給のほか、賞与、家族手当、住宅手当及び法定福利費を含むが退職金は除く。
	外注費	研究開発に必要な機械装置の設計、試料の製造、試作品の試験・評価等の外注に必要な経費。
	委託費	大学等に技術指導・委託研究を行わせるために必要な委託費。
	諸経費	研究開発を行うために直接必要な旅費、文献購入費、光熱水料、コンピュータ使用料、通信・運送費、雇上費、租税公課その他研究開発に必要な経費として機構が認めた経費。

別紙 2 (第 1 2 項関係)

処 分 を 制 限 す る 財 産 の 名 称		処分制限
施設設備等の分類	財産の名称、構造等	期 間 (年)
建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 事務所用のもの及び下記以外のもの	5 0
	宿泊所用又は体育館用のもの	4 7
	店舗用のもの	3 9
	送受信所用、車庫用又は格納庫用のもの	3 8
	公衆浴場用のもの	3 1
	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
	倉庫事業の倉庫用のもの	3 1
	その他のもの	3 8
	れんが造、石造又はブロック造のもの 事務所用のもの及び下記以外のもの	4 1
	店舗用、宿泊所用又は体育館用のもの	3 8
	送受信所用、車庫用又は格納庫用のもの	3 4
	公衆浴場用のもの	3 0
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの		
倉庫事業の倉庫用のもの	3 0	
金属造のもの(骨格材の肉厚が4ミリメートルを超えるものに限る。)		
事務所用のもの及び下記以外のもの	3 8	
店舗用、宿泊所用又は体育館用のもの	3 4	
送受信所用、車庫用又は格納庫用のもの	3 1	
公衆浴場用のもの	2 7	
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの		
倉庫事業の倉庫用のもの	2 6	
その他のもの	3 1	
金属造のもの(骨格材の肉厚が3ミリメートルを超え4ミリメートル以下のものに限る。)		
事務所用のもの及び下記以外のもの	3 0	
店舗用、宿泊所用又は体育館用のもの	2 7	
送受信所用、車庫用又は格納庫用のもの	2 5	
公衆浴場用のもの	1 9	
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	2 4	
金属造のもの(骨格材の肉厚が3ミリメートル以下のものに限る。)		
事務所用のもの及び下記以外のもの	2 2	
店舗用、宿泊所用又は体育館用のもの	1 9	
送受信所用、車庫用又は格納庫用のもの	1 9	
公衆浴場用のもの	1 5	
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	1 7	
木造のもの		
事務所用のもの及び下記以外のもの	2 4	
店舗用、宿泊所用又は体育館用のもの	2 2	
送受信所用、車庫用又は格納庫用のもの	1 7	
公衆浴場用のもの	1 2	
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	1 5	
木造モルタル造のもの		
事務所用のもの及び下記以外のもの	2 2	
店舗用、宿泊所用又は体育館用のもの	2 0	
送受信所用、車庫用又は格納庫用のもの	1 5	
公衆浴場用のもの	1 1	
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	1 4	
建物附属設備	電気設備（照明設備を含む。）	
	蓄電池電源設備	6
	その他のもの	1 5
	給排水又は衛生設備及びガス設備	1 5

	冷房、暖房、通風又はボイラー設備 冷暖房設備（冷凍機の出力が22キロワット以下のもの） その他のもの	13 15	
	昇降機設備 エレベーター エスカレーター	17 15	
	消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備	8	
	ドア自動開閉設備	12	
建物及び建物附属設備	開発研究用のもの 建物の全部又は一部を低温室、恒温室、無響室、電磁しゃへい室、放射性同位元素取扱室その他の特殊室にするために特に施設した内部造作又は建物附属設備	5	
構築物	送配電用のもの 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 地中電線路	50 42 15 30 20 25	
	電気通信事業用のもの 通信ケーブル 光ファイバー製のもの その他のもの 地中電線路 その他の線路設備	10 13 27 21	
	放送用又は無線通信用のもの 鉄塔及び鉄柱 円筒空中線式のもの その他のもの 鉄筋コンクリート柱 木柱 アンテナ 接地線及び放送用配線	30 40 42 10 10 10	
	広告用のもの	20	
	競技場又は無線通信用のもの スタンド 主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 主として鉄骨造のもの 主として木造のもの ネット設備 野球場、陸上競技場、ゴルフコースその他のスポーツ場の排水その他の土工施設 緑化施設	45 30 10 15 30 20	
	舗装道路及び舗装路面 コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの アスファルト敷又は木れんが敷のもの ビチューマルス敷のもの	15 10 3	
	前掲のものを除く	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 上水道及び水そう 下水道及び焼却炉 へい	50 35 30
		コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの 上水道 下水道及びへい その他のもの	30 15 40



	金属造のもの 油そう 鋼鉄製のもの 焼却炉、へい、街路灯及びガードレール その他のもの	15 10 45
	合成樹脂造のもの	10
	開発研究用のもの 風どう、試験水そう及び防壁 ガス又は工業製品貯そう、アンテナ、鉄塔及び特殊用途に使用するもの	5 7
船舶	船舶法（明治32年法律第46号）第4条から第19条までの適用を受ける鋼船 総トン数が2千トン未満のもの	14
	船舶法第4条から第19条までの適用を受ける軽合金船（他の項に掲げるものを除く）	9
	船舶法第4条から第19条までの適用を受ける強化プラスチック船	7
航空機	ヘリコプター	5
車両	特殊自動車（自走式作業用機械を含まない。） 消防車及び救急車 タンク車	5 4
工具	測定工具	5
	開発研究用のもの	4
器具及び備品	事務機器及び通信機器 電子計算機 パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。） その他のもの その他の事務機器 電話設備その他の通信機器 デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備 その他のもの	4 5 5 6 10
	時計、試験機器及び測定機器 試験又は測定機器	5
	光学機器 カメラ	5
	医療機器 血液透析又は血しょう交換用機器 ハバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器 調剤機器 歯科診療用ユニット 光学検査機器 その他のもの レントゲンその他の電子装置を使用する機器 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	7 6 6 7 8 6 10 5
	開発研究用のもの 試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡	4
	生物 植物	15
	前掲のもの以外のもの 主として金属製のもの その他のもの	10 5
機械及び装置	国内電気通信事業用設備 デジタル交換設備及び電気通信処理設備 その他の設備	6 9
	ラジオ又はテレビジョン放送設備	6
	その他の通信設備（給電用指令設備を含む。）	9

	開発研究用のもの 汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用金属加工 機械その他これらに類するもの その他のもの	7 4
ソフトウェア	開発研究用のもの	3

様式第1（第7項関係）

先進技術型研究開発助成金交付申請書

平成 年 月 日

独立行政法人情報通信研究機構 理事長 殿

住所 〒

氏名（団体の場合には、団体名及び代表者氏名） 印

（電話番号 - - ）

先進技術型研究開発助成金交付要綱（以下「助成金交付要綱」という。）第7項の規定に基づき、下記の通り助成金の交付を申請します。

助成金の交付を申請するに当たって、法令及び助成金交付要綱の規定に違反する行為を行わないことを確約します。

**記**

- 1 助成対象事業の名称及び概要
- 2 助成対象経費の額
- 3 助成金交付申請額
- 4 助成対象事業となる研究開発の開始日及び完了予定日
- 5 連絡先

添付書類

- 1 助成対象事業総括表
- 2 申請者概要説明書
- 3 研究開発内容説明図
- 4 助成対象経費等説明書
- 5 助成対象経費積算表
- 6 イラスト図
- 7 大学等との共同研究の実施に関する確認書
- 8 ITビジネスモデル地区構想に係るアプリケーション開発施策の実施に関する確認書

先進技術型研究開発助成金交付決定通知書

平成 年 月 日

殿

独立行政法人情報通信研究機構 理事長

貴殿から平成 年 月 日付申請のあった先進技術型研究開発助成金については、先進技術型研究開発助成金交付要綱（以下「助成金交付要綱」という。）第8項の規定により、下記のとおり交付することが決定したので、通知します。

**記**

- 1 助成対象事業の名称及び概要
- 2 助成金の額
- 3 助成対象経費の額、その内容（その内訳を含む。）
- 4 助成金交付要綱第10項の規定により助成対象事業の内容が変更されたときは、助成金の額は別に通知するところによる旨の留保要件
- 5 助成金交付の決定に際して付する条件
- 6 助成金の額の確定に関する事項
- 7 事業の実施にあたっては、その他助成金交付要綱の定めるところに従わなければならない。

先進技術型研究開発助成金不交付決定通知書

平成 年 月 日

殿

独立行政法人情報通信研究機構 理事長

貴殿から平成 年 月 日付申請のあった先進技術型研究開発助成金については、下記の理由により交付できませんので、先進技術型研究開発助成金交付要綱第8項の規定により通知します。

**記**

独立行政法人情報通信研究機構における先進技術型研究開発助成金の評価委員会において審査を行った結果、「当該研究開発は、技術要件（新規性、困難性、波及性）等の助成対象要件への適合性が必ずしも充分ではない。」と評価されたため。

様式第4（第10項関係）

先進技術型研究開発助成金計画変更承認申請書

平成 年 月 日

独立行政法人情報通信研究機構 理事長 殿

住所 〒

氏名（団体の場合には、団体名及び代表者氏名） 印

（電話番号 - - ）

平成 年 月 日付で助成金交付決定の通知を受けた先進技術型研究開発助成対象事業の一部変更について、先進技術型研究開発助成金交付要綱（以下「助成金交付要綱」という。）第10項（1）の規定により、下記の通り承認申請します。

**記**

- 1 助成対象事業の名称
- 2 計画変更の内容
- 3 計画変更を必要とする理由
- 4 計画変更が助成対象事業に及ぼす影響
- 5 計画変更後の助成対象経費の額（その内訳及び算出基礎を含む。新旧対比のこと。）

様式第5（第10項関係）

先進技術型研究開発助成金計画変更承認通知書

平成 年 月 日

（名称）  
（代表者） 殿

独立行政法人情報通信研究機構 理事長

貴殿から平成 年 月 日付で先進技術型研究開発助成金交付要綱（以下「先進技術型研究開発助成金交付要綱」という。）第10項（1）の規定に基づき申請のあった先進技術型研究開発助成金計画変更承認申請については、下記のとおり計画変更を承認することとしたので通知します。

記

- 1 助成対象事業の名称
- 2 変更の内容
- 3 助成金の額
- 4 助成対象経費の額、その内容